

よくある質問 Q&A

プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備導入促進事業 (金属破碎・選別設備導入事業)

これまで、事業者の方から多く寄せられた質問を掲載しております。これ以外の質問は、当財団までお問い合わせください。

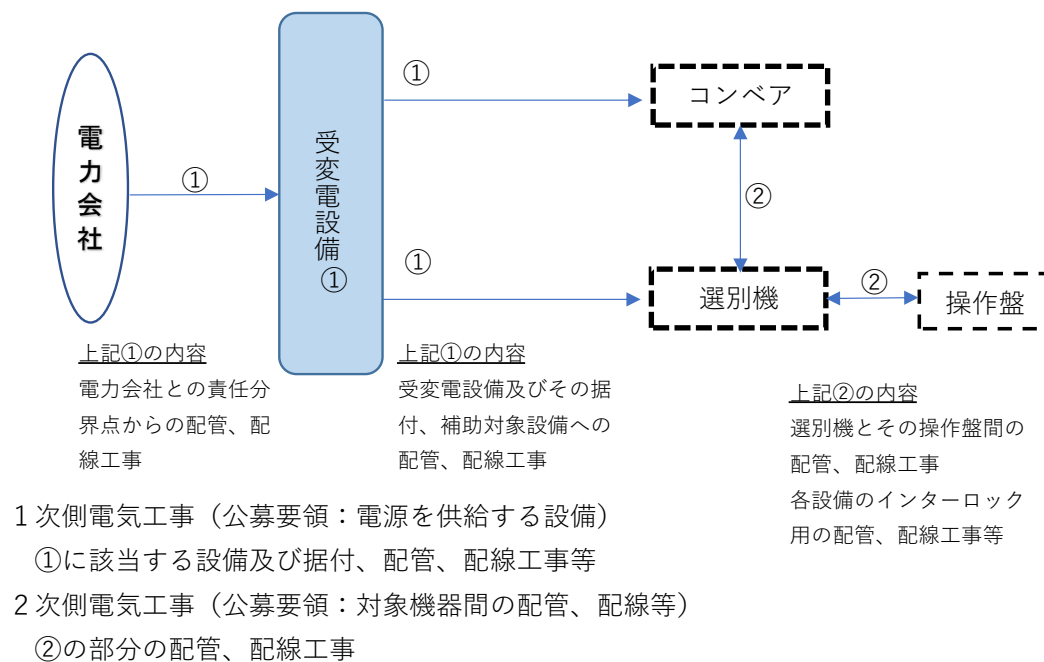
Q1 電源を供給する設備とはどのようなものか。

A1 電力会社等から電気を受けるための受変電設備、各設備へ配電するための配電設備、及び配電設備から各補助対象設備への配線・配管工事等のことを言います。それら受変電設備等においては、新設、増設の場合のみで、改修、改造は含みません。

また、受変電設備、配電設備の補助対象経費の算出において、補助対象内外が共用する設備は設備容量按分で算出します。なお、将来の設備増設などを考慮した過剰分及び予備等は補助対象外とします。

なお、公募要領の様式3に記載する一次側電源工事費及び二次側電源工事費については、下記の範囲を参考に積算してください。

参考例

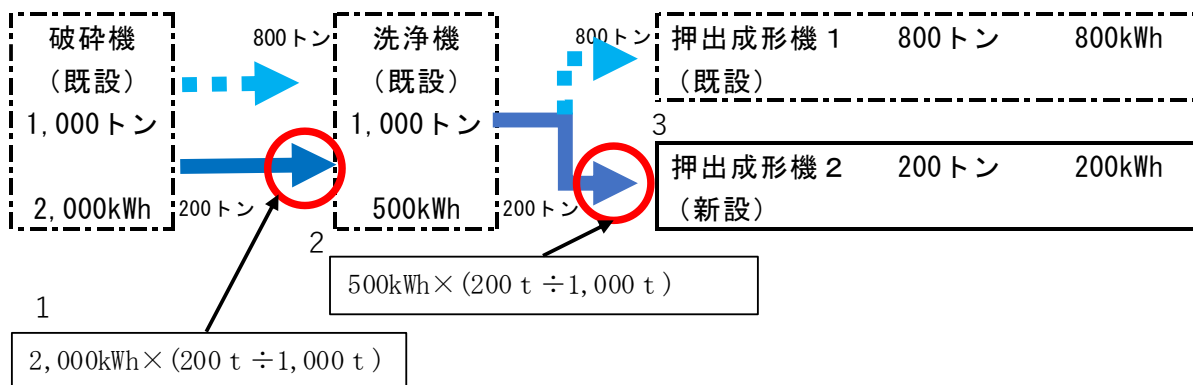


Q2 CO2削減量における既存機器の割合とはどのように算出すれば良いか。

A2 再生素材を製造するのに必要な電力量の内、増加する再生素材量に必要な電力量の割合を指します。簡単な例をつぎに示します。

(例はプラスチックリサイクルで示しています。)

事業実施前800 t、事業実施後1,000 t 再生素材の増加量200 t の例



増加する再生素材に必要な電力量は

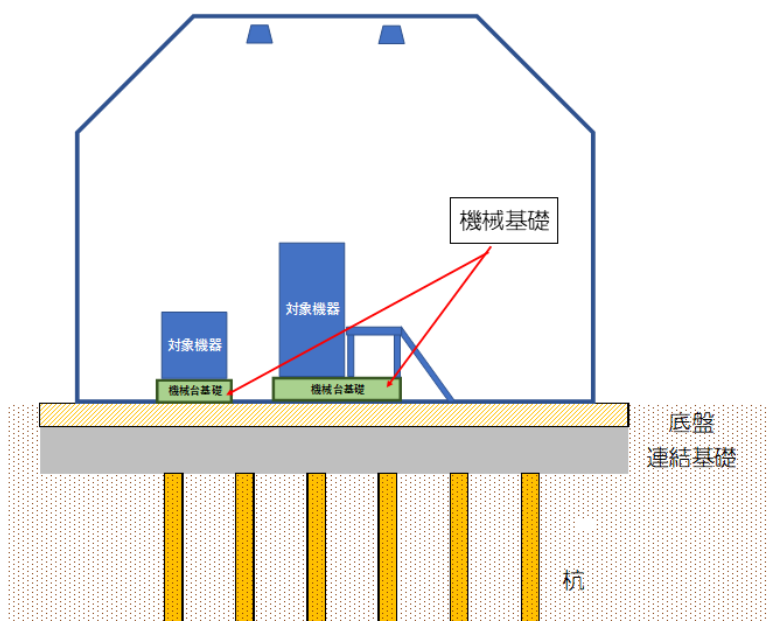
1 2 3

$$2,000\text{kWh} \times (200\text{ t} \div 1,000\text{ t}) + 500\text{kWh} \times (200\text{ t} \div 1,000\text{ t}) + 200\text{kWh} = 700\text{kWh}$$

破碎機、洗浄機の既設機器の割合は、 $(200\text{ t} \div 1,000\text{ t}) = 0.2$ になります。

Q3 設備の基礎は対象となるのか。

A3 下記の図に示すように杭、底盤の上に設置する基礎で、機械基礎と呼ばれ補助対象になります。



Q4 エクセルシートで入力する場合において、入力欄にある代替率とは何か。

A4 製品にする場合に、新材に比べると、リサイクル材の使用量（重量）が多くなります。

$$\text{代替率} = \text{新材（重量）} / \text{リサイクル材（重量）} \dots\dots①$$

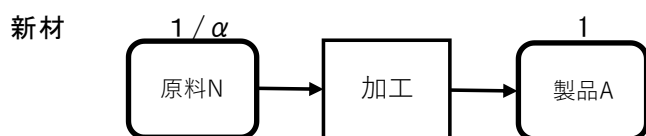
この場合、歩留についてもリサイクル材の方が悪くなることから

新材Nから製品Aへの歩留 α 、リサイクル材Mから製品Aへの歩留 β を使って

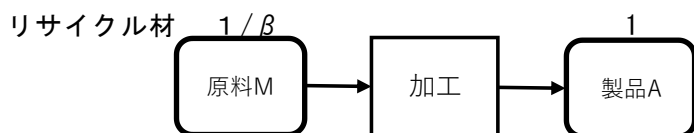
$$\text{代替率} = \beta / \alpha \text{ となります。}$$

したがって、CO2 削減効果の計算には、リサイクル材を新材に換算し、その重量に代替率を乗じることになります。

代替率について



新材Nから製品Aへの歩留 α とする。
製品Aを1 t 作成するには $1 / \alpha$ の原料が必要



リサイクル材Mから製品Aへの歩留 β とする。
製品Aを1 t 作成するには $1 / \beta$ の原料が必要

製品A 1 t 製作では、リサイクル材Mは新材Nより多く消費する。
代替率 $s = \text{新材N（重量）} / \text{リサイクル材M（重量）} \dots\dots①$

$$\text{代替率 } s = (1 / \alpha) / (1 / \beta) = \beta / \alpha \leq 1 \quad (\alpha > \beta) \dots\dots②$$

新材Nの歩留 α リサイクル材の歩留 β

$$\text{新材N（重量）} = \text{リサイクル材M（重量）} \times \text{代替率 } s \dots\dots③$$

∴リサイクル材を新材に換算する場合はその重量に代替率を乗じることにする。

Q5 本事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。

A5 下記の一覧表によりますが、不明な点は当財団に問い合わせください

項目	項目の詳細	補助対象:○ 対象外 :×	
土木・建築	1.土木、建築事業 ・土地関係:基礎杭、舗装、緑化等 ・建築関係:建屋	×	
設備	2.リサイクル、リユース事業(以下「リサイクル等事業」という。)を行うために必要な設備及び当該設備の運搬、据付、試運転調整費(3.~7.設備を除く)	○	
	3.処理対象物又は製造物の保管設備(リサイクル等対象物又は製品の貯蔵タンク等)のうち財団が過剰と認める設備	×	
	4.予備品及び設備のうち財団が過剰と認める設備	×	
	5.補助対象プラント敷地外の設備	×	
	6.その他の対象外設備(環境関係計器、分析機器、計装機器、放送設備、運転備品、情報系システム備品、事務用品、タンクローリー、フォークリフト、台車、等)	×	
	7.中古品	×	
	8.消火設備	家屋としての消火設備	×
		特殊消火設備	○
	9.金属以外の素材のリサイクル設備	金属以外の素材のリサイクル設備が金属再生機器とフローが、一体で切り離せないと考えられる場合は対象設備とする。	○
金属以外の素材のリサイクル設備が金属再生機器と別フローとして独立している場合は対象外とする。		×	
改修、改造	既存設備の改修、改造	×	
撤去、廃棄	既存設備等の撤去費、廃棄費	×	
設計費	実施設計費	○	
	基礎設計費	×	